別記第2号様式（第１０条関係）

年　　月　　日

誓　約　書

館山市長　　　　　　　　様

住所

氏名

電話

（法人にあっては，主たる事業所の所在地，

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称及び代表者の氏名）

私は，館山市ホームページ広告掲載の申込みを行うに当たり，館山市ホームページ広告取扱要領，館山市有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び館山市広告掲載基準（以下「基準」という。）を遵守し，下記の事項を誓約します。

記

１　広告主は，広告の内容等，掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

２　広告主は，広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権の全てにつき権利処理を完了していることを，市長に対して保証するものとする。

３　第三者から，広告に関して損害を被ったという請求がなされた場合は，広告主の責任及び負担において解決することとする。

３　要綱第３条第１項各号に該当するものでないこと。

４　基準第4条及び第５条の各号に該当するものでないこと。

**参考１**

館山市有料広告掲載要綱抜粋

第３条　掲載できる広告の範囲は，次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 法令等に違反し，又は違反のおそれのあるもの

(2) 公の秩序又は善良の風俗に反し，又は反するおそれのあるもの

(3) 政治活動，宗教活動，意見広告又は個人の宣伝に関するもの

(4) その他広告として掲載することが妥当でないと市長が認めるもの

**参考２**

　館山市広告掲載基準抜粋

（規制業種又は事業者）

第４条　次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

　(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３法律第１２２号）で、風俗営業と規定される業種

　(2) 風俗営業類似の業種

　(3) 消費者金融に係る業種

　(4) たばこ製造に係る業種

　(5) ギャンブルに係る業種

　(6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

　(7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設

　(8) 商品先物取引に関するもの

　(9) 占い、運勢判断に関するもの

　(10)　興信所・探偵事務所等

　(11)　債権取立て、示談引受けなどをうたったもの

　(12)　民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者

　(13)　行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

　(14)　その他市有資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの

例：ア　現在又は前身が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業者

イ　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成１５年法律第８３号）に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの

ウ　法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

・　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく市長の許可を取得せず、違法に廃棄物の処理を行うもの（不用品を買い取る又は無料で引き取るとしている場合において、別途輸送費・作業代などを要求し、実質的に処理料金を徴収するものも該当する）など

エ　各種法令に違反しているもの

オ　銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの

カ　不当景品類及び不当表示防止法に違反しているもの

キ　連鎖販売取引、業務提携誘引販売取引及びこれに類する取引に関するもの

ク　前払式割賦販売等（許可業者を除く。）に関するもの

ケ　催眠商法に関するもの

コ　本市の市税を滞納している事業者

サ　館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている事業者

（掲載基準）

第５条　次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

ア　人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの

イ　法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの

ウ　他をひぼう、中傷又は排斥するもの

エ　市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

オ　公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

カ　宗教団体による布教推進を主目的とするもの

キ　非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

ク　社会的に不適切なもの

ケ　国内世論が大きく分かれているもの

コ　尋ね人、養子縁組などのもの

サ　懸賞広告及びクーポン付き広告

シ 他人名義の広告（広告主が他人又は他人の事業、商品等の広告をする場合）

　(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア　誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現根拠のない表示や誤認を招くような表現

例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。）

イ　射幸心を著しくあおる表現

例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等

ウ　人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ　虚偽の内容を表示するもの

オ　法令等で認められていない業種・商法・商品

カ　国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ　広告の内容又は責任の所在が明確でないもの

例：代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの

ケ　国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア　水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする

イ　暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ　残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ　暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ　ギャンブル等を肯定するものカ　青少年の人体・精神・教育に有害なもの